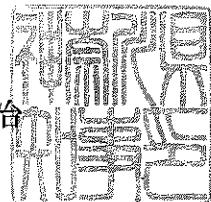


水第1303号
令和4年6月17日

神奈川海区漁業調整委員会会長 櫻本 和美 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治



まさば及びまさば太平洋系群に関する令和4管理年度における神奈川県知事管
理漁獲可能量について（諮問）

のことについて、漁業法第16条第1項の規定により知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定
めたいので、同条第2項の規定により貴委員会の意見を求めます。



まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和4管理年度（令和4年7月1日から令和5年6月30日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和4年7月1日

神奈川県知事 黒岩祐治

第一 まさば及びごまさば太平洋系群

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県まさば及びごまさば漁業	現行水準

4水管第649号
令和4年5月25日

神奈川県知事 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部に関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部に関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

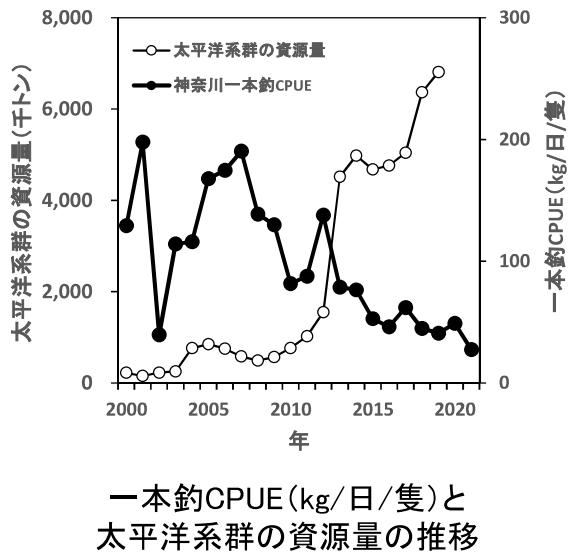
特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（%）	現行水準の場合の目安数量（トン）
まさば及びごまさば太平洋系群	現行水準	0.53%	2,158
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群			
ずわいがに太平洋北部系群			
ずわいがに日本海系群A海域			
ずわいがに日本海系群B海域			
ずわいがに北海道西部系群			
ずわいがにオホーツク海南部			

（注記）基本シェアの算定期間（平成29年から令和元年）の漁獲実績が1トン未満の場合は、配分の対象としない

マサバ

令和3年12月

資源の動向 「低位・減少」



本県沿岸におけるマサバの資源量指標値(さば一本釣漁船の1日1隻あたり漁獲量(CPUE))は、2008年以降減少傾向で、直近の2021年も依然として低い値である。一方で、マサバ太平洋系群の令和2(2020)年度の国評価では、資源動向は「増加」と判断されている。

資源量が増加しているにも関わらず、本県沿岸への来遊が少ない原因は、水温や海流、餌料をはじめとする環境要因、他魚種との競合などが考えられるが、現時点では不明である。

対象漁業

- 定置網漁業
- 一本釣漁業



生物学的特性

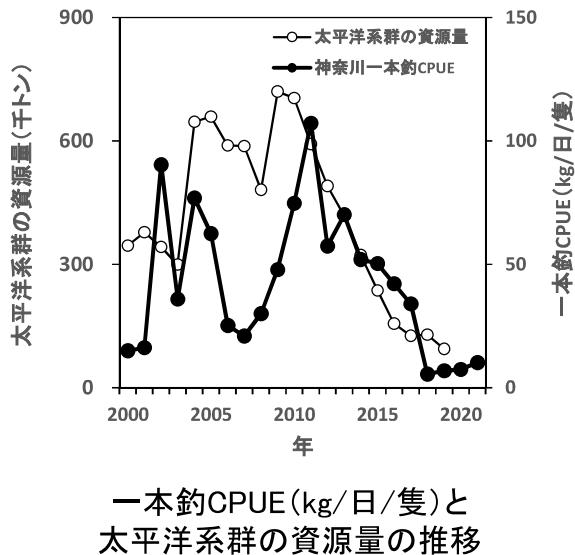
- 分布: 日本列島周辺
- 移動: 春に伊豆諸島海域で産卵し、
夏～秋には三陸～道東沖へ移動する
神奈川県沿岸(相模湾、東京湾)で漁獲されるマサバは親魚
が主体
- 成長: 尾叉長は2歳で30cm前後、5歳で35cm前後(寿命は7～8歳)
- 産卵期等: 1～6月(盛期は3～6月)



ゴマサバ

令和3年12月

資源の動向 「低位・減少」



本県沿岸におけるゴマサバの漁況は、太平洋系群の資源量の多寡および、海況等の環境要因に左右される。ゴマサバ太平洋系群の資源量は近年減少傾向であり、令和2(2020)年度の国の評価でも資源動向は「減少」と判断されている。本県沿岸でも、資源量減少の影響を強く受け、資源量指標値(さば一本釣漁船の1日1隻あたり漁獲量(CPUE))は太平洋系群の資源量の動向と概ね一致し、低位・減少のままにある。

対象漁業

- 定置網漁業
- 一本釣漁業



生物学的特性

- 分布: 日本列島近海
- 移動: 冬～春、伊豆諸島周辺以西、
夏～秋、房総半島以西(一部は三陸～道東沖へ回遊)
神奈川県沿岸(相模湾、東京湾)では当歳魚から親魚まで幅広く漁獲される
- 成長: 尾叉長は2歳で30cm前後、5歳で39cm前後 (寿命は6歳程度)
- 産卵期等: 12～6月

